

# 大田区保育園・学童保育保育料 改定の考え方について

---

平成28年6月21日、26日



# 内容

---

- 1 大田区の保育・学童保育サービスの現状
- 2 保育園・学童保育保育料改定の考え方について
- 3 改定スケジュール

## 【大田区保育園・学童保育保育料検討委員会における検討】

---

- 平成27年10月に学識経験者、区議会議員、保育サービス事業者、区民で構成。
- 保育サービス利用者間や保育サービスを利用していない家庭との間における「公平性」や「受益と負担の関係性」などの視点から利用者負担のあり方について5回に渡り検討を行った。

# 1 大田区の保育・学童保育サービスの現状

## 【大田区の人口と就学前人口】

就学前児童人口の年齢別推移(人)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
5 歳	5,123	4,969	5,204	5,114	5,296	5,288
4 歳	5,013	5,236	5,136	5,344	5,302	5,382
3 歳	5,262	5,208	5,401	5,363	5,399	5,450
2 歳	5,267	5,433	5,414	5,410	5,489	5,438
1 歳	5,514	5,542	5,444	5,549	5,523	5,758
0 歳	5,494	5,408	5,487	5,484	5,671	5,856
合計	31,673	31,796	32,086	32,264	32,680	33,172
指数 (平成 22 年=100)	100	100.39	101.30	101.87	103.18	104.73

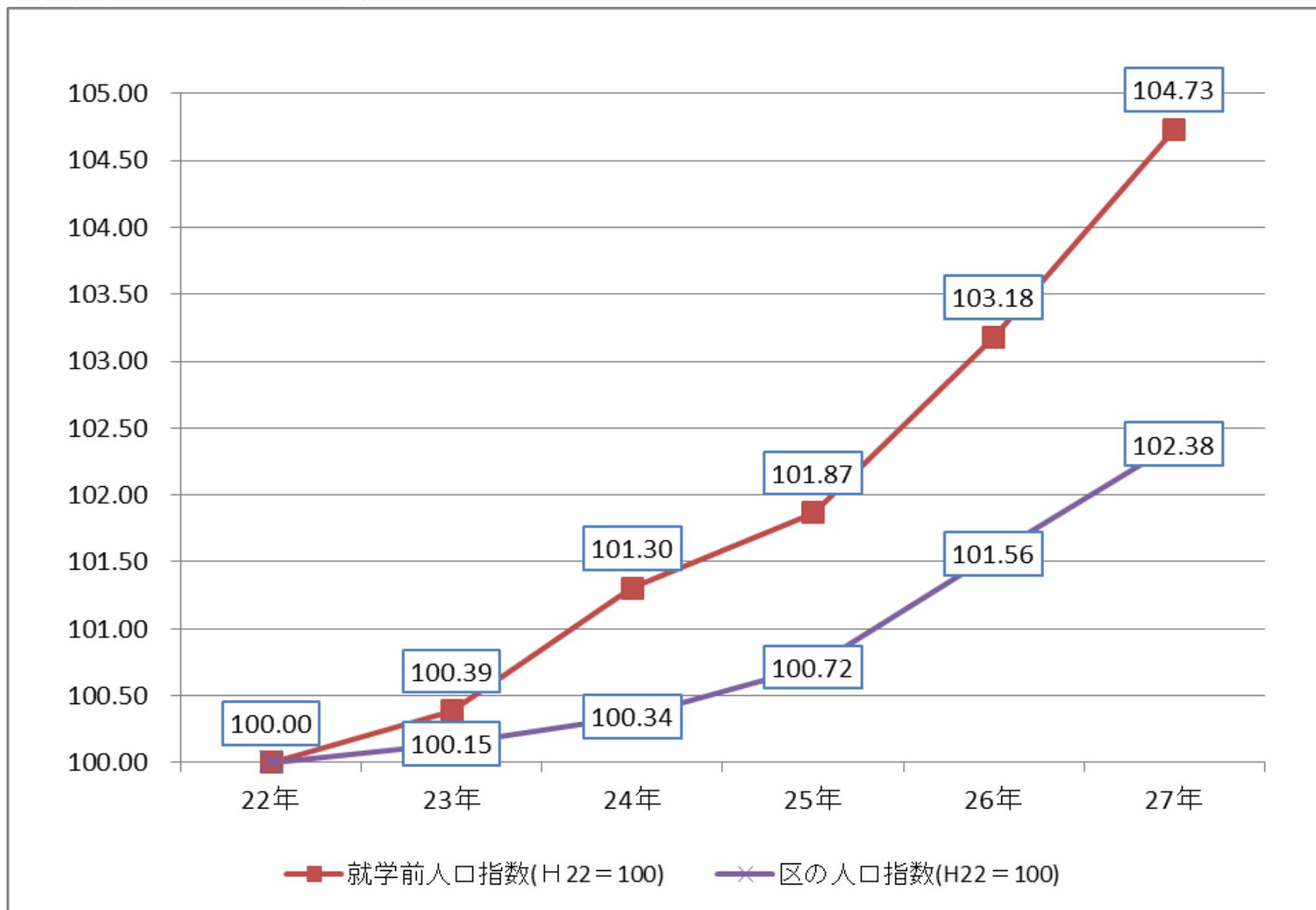
大田区の人口の推移

東京都の人口統計 (各年4月1日現在)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
人 口 (人)	693,404	694,414	695,795	698,367	704,248	709,907
指数 (平成 22 年=100)	100	100.15	100.34	100.74	101.56	102.38

- 大田区の就学前人口は、平成22年から27年にかけて1,499人(4.73%)増加しており、大田区全体の人口増加16,503人(2.38%)に比べ、伸び率が大きくなっています。

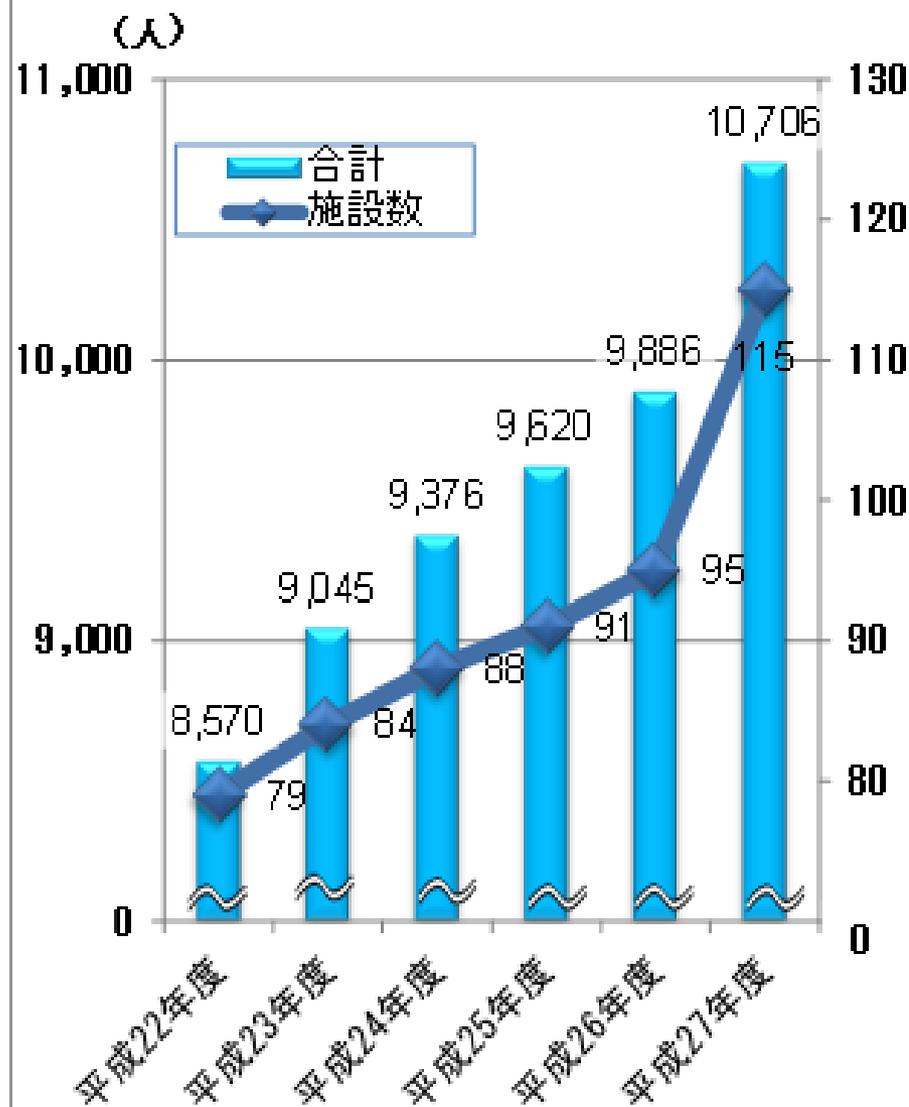
就学前人口と大田区人口の推移



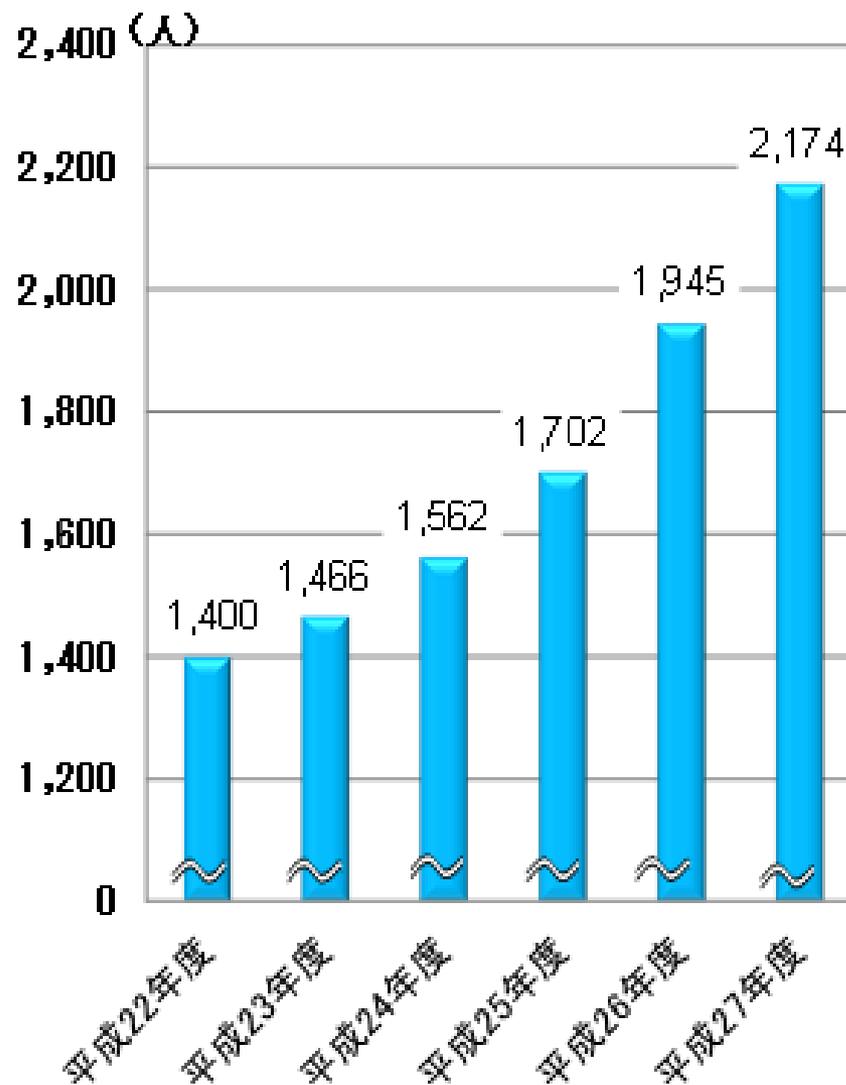
## 【保育サービス定員数の推移】

- 平成22年度から27年度にかけて認可保育所等(※1)で2,136人、認可保育所以外の保育施設(※2)で774人、合計で2,910人の定員拡充を図っています。
- 特に、平成27年度は、「大田区待機児解消緊急加速化プラン」に基づく取り組みにより、前年度に比べて1,049人定員を拡充しています。
- ※1 認可保育所等：平成27年度は、子ども・子育て支援新制度の地域型保育事業給付の対象に位置付けられた小規模保育所10施設を含める。
- ※2 認可保育所以外の保育施設：小規模保育所(東京スマート保育)、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育、指定保育室

認可保育所等の定員数と施設数の推移



認可保育所以外の保育施設定員数の推移

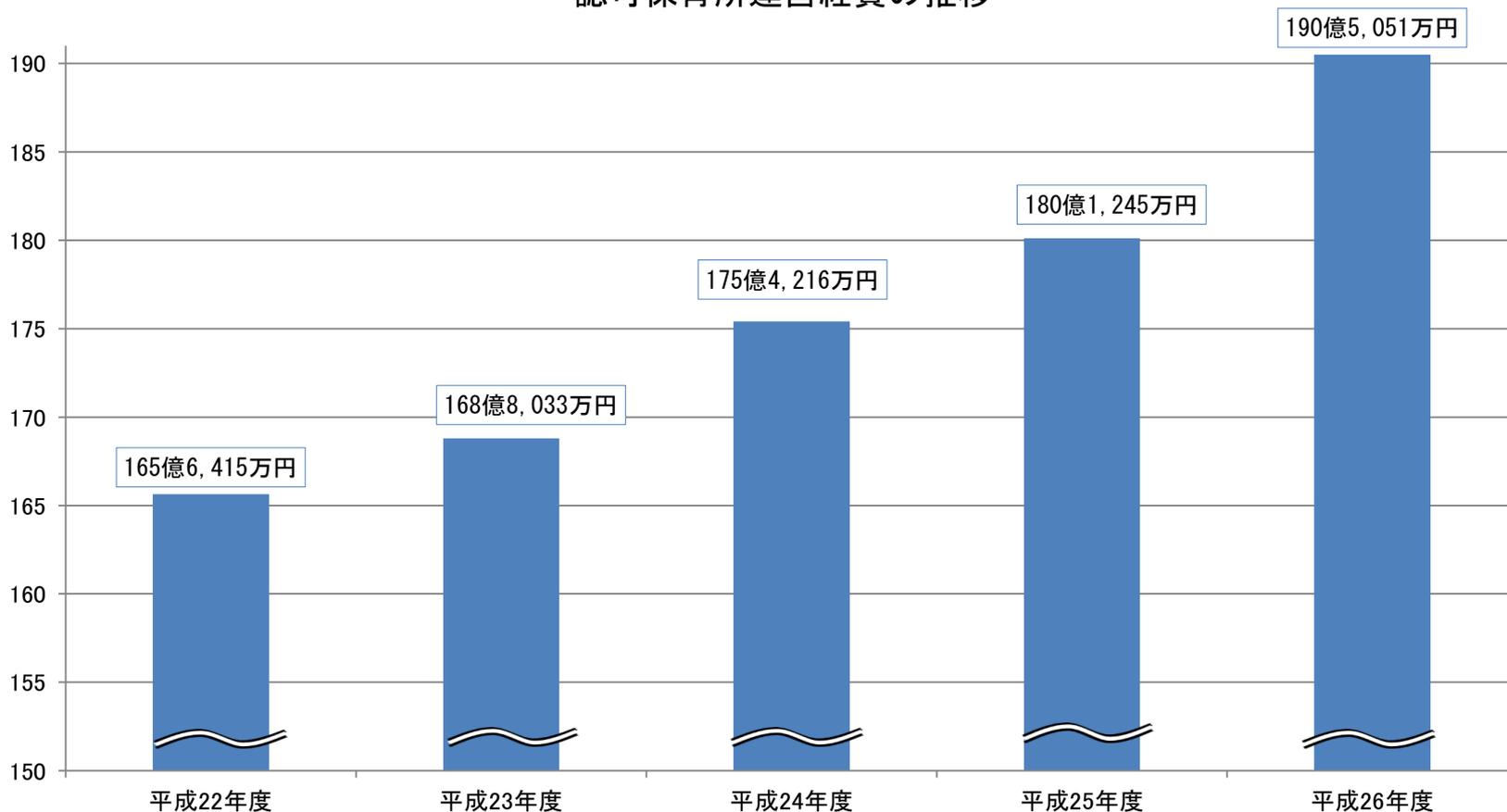


# 【認可保育所運営経費と利用者負担の現状】

(各年度決算額)

(億円)

## 認可保育所運営経費の推移



◎ 認可保育所運営経費は、保育サービス定員の拡充に伴い、年々増加しています。

◎ 平成28年度においても、区は定員拡充に取り組むこととしており、運営経費はさらに増加することが見込まれています。

# 【認可保育所運営経費と利用者負担の現状】

認可保育所運営経費における利用者負担割合

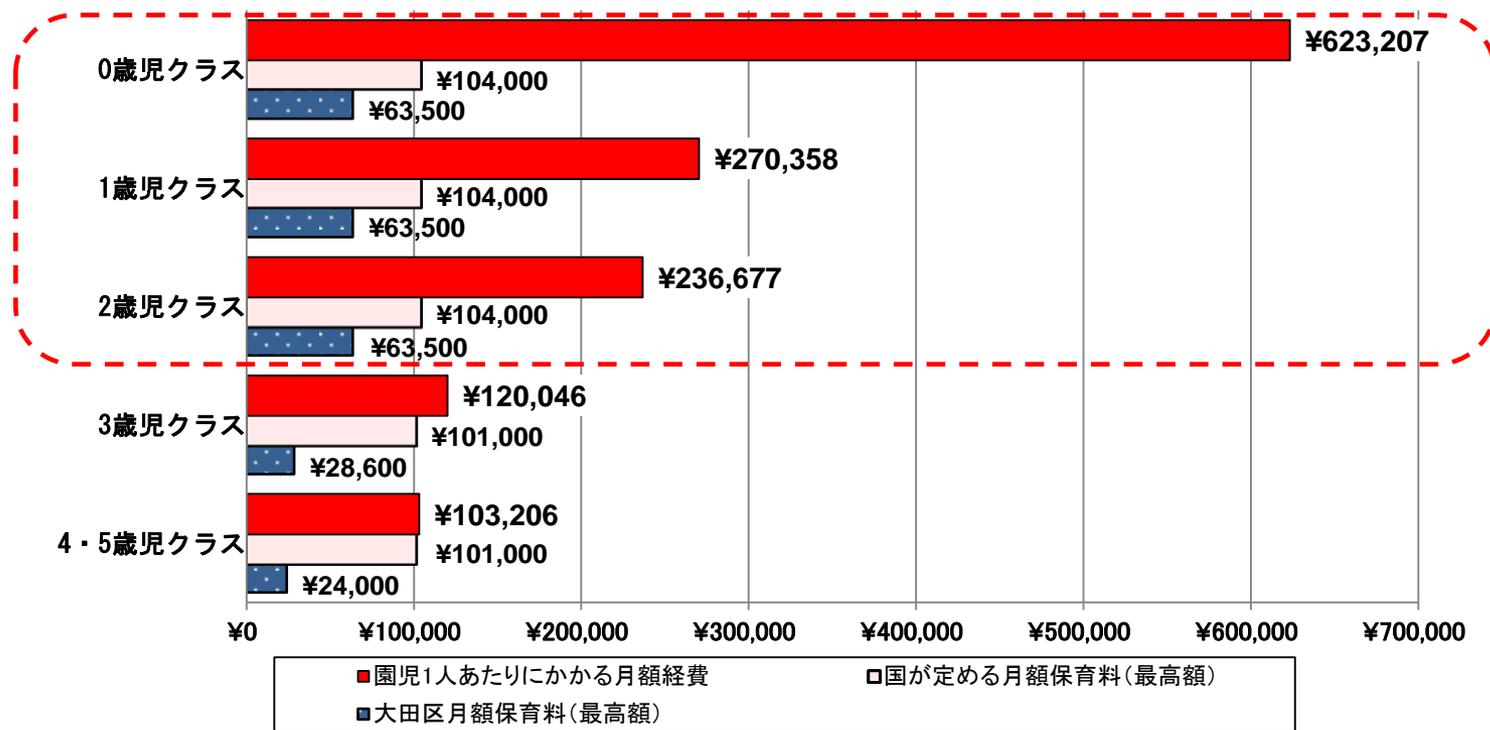
平成26年度決算

大田区が認可保育所を運営する経費 約190億円 (100%)			
国が定める運営経費(45.72%) 約87億円		保育の質の向上のために加算している経費(54.28%) 約103億円	
国基準による利用者負担 (23.54%) 約45億円			補助金等 (1.50%) 約3億円
利用者負担 (保護者が負担) (12.28%) 約23億円	利用者負担 軽減分 (区が負担) (11.26%) 約22億円	行政負担 (22.18%) 約42億円	区加算分 (52.78%) 約100億円
公費負担 約167億円(87.72%)			

◎大田区の認可保育所運営費の総額は、平成26年度決算において約190億円となっています。このうち公費負担(国庫負担金、都負担金を含む)は87.72%(約167億円)を占めています。

◎現在、保護者の方々にご負担いただいている保育料は、国が定める利用者負担から利用者負担軽減分として区が負担する保育料を差し引いた額となっており、運営費全体に占める割合は12.28%となっています。

## 【園児1人あたりの保育に係る月額経費と国が定める月額保育料(最高額)と大田区月額保育料(最高額)の比較】



◎ 各年齢クラスの園児1人あたりの保育に係る月額経費では、0歳児が623,207円と他の年齢児クラスに比べ高くなっています。

◎ これは、0歳児では保育士の配置が児童3人に1人であることに加えて、看護師の配置が必須であることなど、多くの人件費がかかっていることによります。

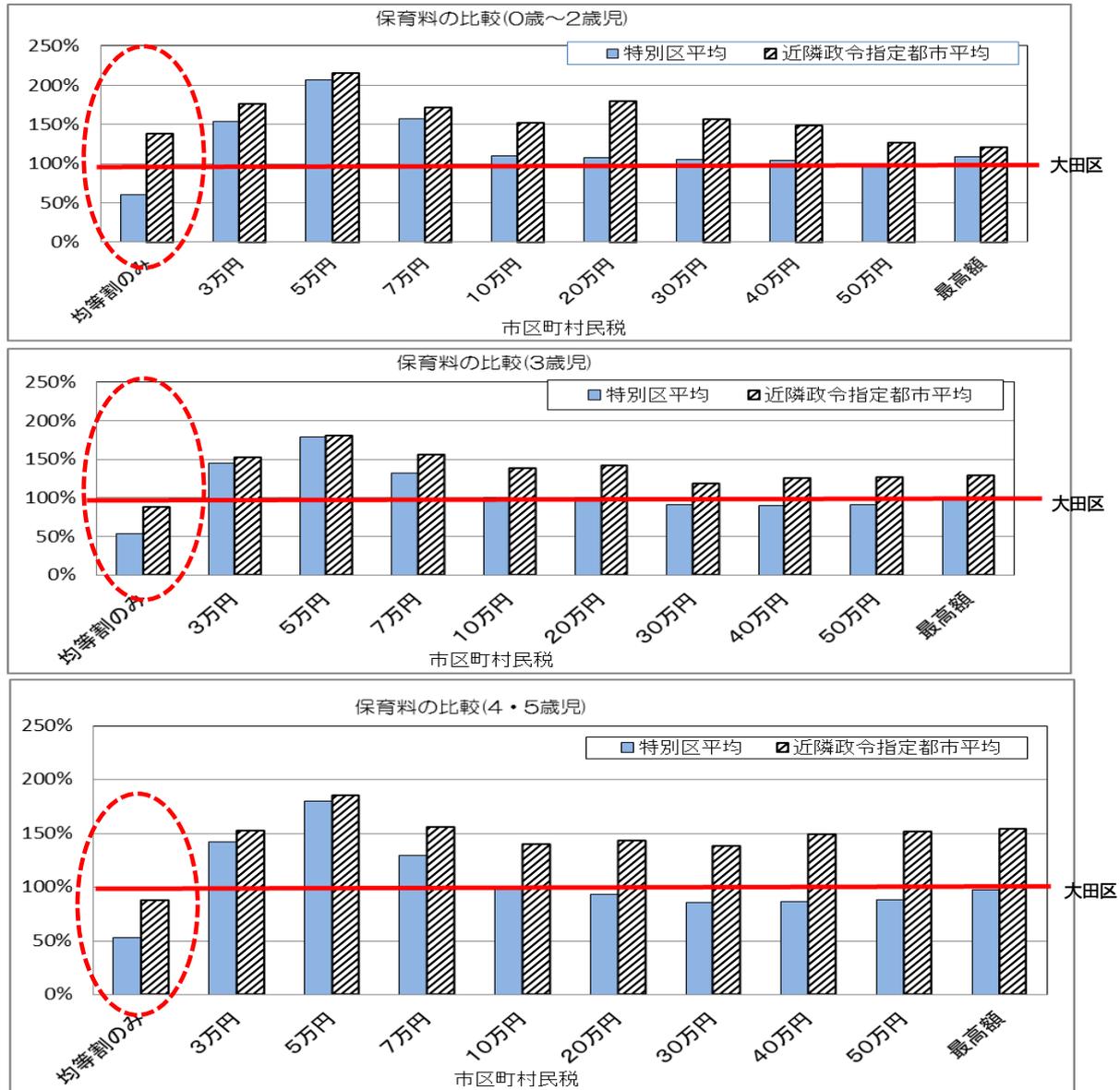
# 【大田区の保育料と国基準保育料の比較】

新制度国基準				大田区現行保育料				
階層区分		3号認定	2号認定	階層区分		3号認定	2号認定	
		3歳未満児	3歳以上児			3歳未満児	3歳児	4・5歳児
第1階層	生活保護受給世帯	0		A	生活保護受給世帯	0	0	0
第2階層	住民税非課税世帯 推定年収～260万円	9,000	6,000	B1	非課税のひとり親世帯	0	0	0
				B2	非課税の上記以外の世帯	1,000	1,000	1,000
第3階層	所得割課税額 48,600円未満 推定年収～330万円	19,500	16,500	C1	均等割のみの世帯	3,900	3,300	3,300
				C2	市区町村民税所得割 50,000円未満の世帯	4,400	4,000	4,000
第4階層	所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満 推定年収～470万円	30,000	27,000	C3	所得割50,000円以上 67,800円未満の世帯	5,100	4,700	4,600
				C4	所得割67,800円以上 70,800円未満の世帯	9,700	8,600	8,600
				C5	所得割70,800円以上 72,800円未満の世帯	11,300	10,300	10,200
				C6	所得割72,800円以上 85,000円未満の世帯	12,400	12,300	12,200
				C7	所得割85,000円以上 125,000円未満の世帯	18,400	13,900	13,800
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満 推定年収～640万円	44,500	41,500	C8	所得割125,000円以上 150,000円未満の世帯	23,100	16,700	16,600
				C9	所得割150,000円以上 175,000円未満の世帯	25,500	18,300	18,200
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満 推定年収～930万円	61,000	58,000	C10	所得割175,000円以上 210,000円未満の世帯	27,600	19,800	19,700
				C11	所得割210,000円以上 235,000円未満の世帯	30,500	22,000	21,900
				C12	所得割235,000円以上 250,000円未満の世帯	32,500	23,200	23,000
				C13	所得割250,000円以上 265,000円未満の世帯	34,200	24,500	
				C14	所得割265,000円以上 284,700円未満の世帯	36,000	25,700	
C15	所得割284,700円以上 327,600円未満の世帯	37,500	26,600					
第7階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満 推定年収1,130万円	80,000	77,000	C16	所得割327,600円以上 343,400円未満の世帯	39,200	27,600	24,000
				C17	所得割343,400円以上 357,600円未満の世帯	40,700		
				C18	所得割357,600円以上 368,200円未満の世帯	42,200		
				C19	所得割368,200円以上 383,200円未満の世帯	43,500		
第8階層	所得割課税額 397,000円以上 推定年収1,130万円～	104,000	101,000	C20	所得割383,200円以上 398,200円未満の世帯	46,000	28,600	
				C21	所得割398,200円以上 429,200円未満の世帯	49,400		
				C22	所得割429,200円以上 481,200円未満の世帯	54,900		
				C23	所得割481,200円以上 513,200円未満の世帯	59,700		
				C24	所得割513,200円以上の世帯	63,500		

保育料の階層は、国基準においては8階層ですが、区では27階層に区分し、負担能力に応じたきめ細かな保育料体系としています。



# 【大田区保育料と他自治体保育料の比較】



大田区の保育料と特別区平均・近隣政令指定都市の平均保育料

## 【大田区保育料と他自治体保育料の比較】

- 大田区の保育料は、特別区及び近隣政令指定都市の平均と比べ、概ね低い設定となっています。
- その中で、均等割のみの階層については、特別区平均より高く、また近隣政令指定都市平均との比較においても0,1,2歳児を除き高くなっています。

## 【学童保育運営経費と利用者負担の現状】

- 大田区の学童保育運営費の総額は、平成26年度決算において約12億200万円となっています。このうち公費負担は84.28%（約10億1,300万円）を占めています。
- 現在、保護者が負担する保育料は約1億8,900万円となっており、運営費全体に占める割合は15.72%となっています。

学童保育運営経費における利用者負担割合

平成26年度決算

学童保育室管理・運営経費 約12億200万円 (100%)	
学童保育料※ 約1億8,900万円 (15.72%)	区負担 約10億1,300万円 (84.28%)

学童保育運営経費の推移

各年度決算額

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
11億7,881万円	11億8,552万円	11億4,189万円	11億1,750万円	12億249万円

## 【他区における学童保育料の状況】

(円)

		学童保育料月額	おやつ代月額	計
大田区		4,000		4,000
1	A区	7,000	おやつ代は、父母 会で別途徴収	7,000
2	B区	4,000	2,000	6,000
3	C区	5,000	1,500	6,500
4	D区	8,000		8,000
5	E区	5,000		5,000
6	F区	0	1食 70	1,680
7	G区	4,400	1,250	5,650
8	H区	4,000	1,800	5,800
9	I区	3,000	1,000	4,000
10	J区	5,500		5,500
11	K区	4,500		4,500
12	L区	4,000	1,500	5,500
13	M区	6,000		6,000
大田区以外の13区の平均				5,472

※F区はおやつ代1食70円のため、月24日計算で算出

※おやつ代が学童保育料に含まれる場合は、おやつ代月額欄を空欄とした。

◎大田区と同様の内容で実施している他区における学童保育料の月額平均は5,472円です。大田区の保育料は他区の平均より1,000円以上低い設定となっています。

# 【大田区保育園・学童保育保育料検討委員会における検討】

## 見直しの方向性（5つの視点）

- ① 公平性の視点
- ② 受益と負担の関係性の視点
- ③ 少子化対策の視点
- ④ 子どもの貧困対策の視点
- ⑤ 保育の質の確保の視点

- 負担能力に応じた階層設定や階層間の税額幅の均等化
- 0歳児保育料のあり方、応益負担としての学童保育料のあり方
- 2人目の児童に対する保育料の負担の軽減、低所得者世帯の負担の低減、非婚ひとり親に対する負担軽減
- 保育士の人材育成などの保育の質を確保する必要性等についての提言があった。

次に、見直しの方角性(5つの視点)を踏まえ  
た保育料改定の考え方について説明します。

## 2 保育園・学童保育保育料改定の考え方について

---

### 【主な見直し内容】（保育園） 応能負担

#### （1）負担能力に応じた階層の見直し

- 現行保育料において、区市町村民税513,200円以上となっている最高保育料のC24階層の上にさらに階層を追加し、より負担能力に応じた細やかな保育料体系とします。

#### （2）保育料の階層区分における税額幅の見直し

- 国基準保育料の階層に対応した各階層の税額幅をできる限り均等にします。

#### （3）0歳児保育料の単独設定

- 現行保育料では0～2歳児は同じ保育料体系となっていますが、園児1人あたりの保育に係る月額経費は、0歳児では1・2歳児と比べて高額となっています。受益と負担の関係性から、0歳児の保育料を1・2歳児保育料と区分し、新たに設定します。

## 【主な見直し内容】（保育園）

### （４） 2人目の児童に対する保育料減額幅の拡充

- 多子世帯に対する保育料負担軽減措置として、現行では同一世帯で認可保育所・小規模保育所に複数の児童が在籍している場合、2人目の児童の保育料は半額、3人目以降は無料としています。少子化対策の視点から、2人目の児童の保育料を6割減額とします。

### （５） 区市町村民税均等割世帯の保育料の低減

- 大田区の保育料は他の自治体と比較すると概ね低い金額設定となっていますが、区市町村民税均等割世帯のC1階層の保育料については、特別区の平均を上回っています。このため、低所得者に対する一層の配慮として、この階層の保育料を低減します。

# 【主な見直し内容】（保育園）

<現行>

階層	住民税所得割額	0,1,2歳児	3歳児	4,5歳児
C23	481,200円以上513,200円未満の世帯	59,700円	28,600円	24,000円
C24	513,200円以上の世帯	63,500円		



最高階層（C24）の細分化

0歳児クラスの新設

<改定案>

階層	住民税所得割額	0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児	現行階層
C25	500,000円以上550,000円未満の世帯	68,000円	66,000円	31,400円	26,100円	C23
C26	550,000円以上600,000円未満の世帯	71,300円	69,300円			C24
		71,800円	69,800円			C24

# 【主な見直し内容】（保育園）

（例）0歳児クラスの一部階層

多子世帯に対する負担軽減の拡大

階層	住民税所得割額	第1子		第2子	
		現行	改定額	現行 (5割減額)	改定額 (6割減額)
C9	100,000円以上 114,000円未満 の世帯	18,400円	20,600円	9,200円	8,240円

住民税均等割世帯（C1）保育料の見直し

階層	階層区分			0,1,2歳児	3歳児	4,5歳児
C1	現年度の区市町村民 税が均等割のみの世 帯	現行		3,900円	3,300円	3,300 円
		改定案	0歳児	1,2歳児	2,000円	2,000円
2,000円	2,000円					

## **【主な見直し内容】（学童保育） 応益負担**

### **（１）通常利用保育料の見直し**

- 現行の学童保育料は、17時までの通常利用では月額4,000円の定額制となっています。大田区と同様の内容で実施している13区の平均保育料は5,472円であり、区の現行保育料は13区の平均より1,000円以上安い状況となっています。今回、受益と負担の関係性から保育料金を見直します。

### **（２）夏休み利用保育料の見直し**

- 通常利用の月額学童保育料の改定に伴い、月額より長期間の利用となる夏休み利用について、通常利用の月額保育料改定と同様に見直します。

## 【主な見直し内容】（学童保育）

### （3）2人目以降の児童に対する見直し

- 多子世帯に対する負担軽減措置として、現行では同一世帯で2人以上の児童が学童保育を利用している場合、2人目以降についての通常保育料は4,000円から1,000円を減額しています。少子化対策の視点から現行の減額幅を見直し、5割の減額とします。

### （4）低所得世帯への負担の軽減

- 減額の対象に小学校の就学援助世帯を加え、負担軽減を図ります。

## 学童保育保育料（改定案）

項目	現行	改定額	差額
通常利用保育料（月額）	4,000 円	5,000 円	1,000 円
延長利用保育料（月額）	1,000 円	1,200 円	200 円
夏休み利用	5,000 円	6,000 円	1,000 円
夏休み延長保育料	1,200 円	1,500 円	300 円
一時利用（1回）	500 円	600 円	100 円

# 【減額・免除制度】（通常利用）

	番号	項目	内容	現行	改定額	
通常 利 用	①	保護者が生活保護受給者であるとき。	通常利用	免除	免除	
			延長利用	免除	免除	
	②	保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	通常利用	免除	免除
			ひとり親世帯	延長利用	免除	免除
				上記以外児童1人につき	通常利用	3,000円減額
	③	生計を一にする世帯において、2人以上の児童が学童保育を利用しているとき。	2人目からの児童1人につき	通常利用	1,000円減額	5割減額
	④	就学援助受給世帯（新規）	児童1人につき	通常利用		5割減額 2,500円
				延長利用		5割減額 600円
	⑤	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	通常利用	免除	免除
				延長利用	免除	免除
上記以外児童1人につき			通常利用	3,000円減額	8割減額	

# 【減額・免除制度】（夏休み利用）

	番号	項目		内容	現行	改定額
夏 休 み 利 用	①	保護者が生活保護受給者であるとき。		夏休み利用	免除	免除
				延長利用	免除	免除
	②	保護者の属する世帯（その世帯の生計を主に維持している者の世帯を含む。）が前年度住民税非課税であり、かつ、現年度においても同じ状況が見込まれるとき。	ひとり親世帯	夏休み利用	免除	免除
			ひとり親世帯	延長利用	免除	免除
			上記以外児童1人につき	夏休み利用	3,500 円減額	7 割 5 分減額
	③	就学援助受給世帯（新規）	児童1人につき	夏休み利用		5 割減額 3,000 円
				延長利用		5 割減額 750 円
	④	区長が保育料の納付が特に困難と認めるとき。	ひとり親世帯	夏休み利用	免除	免除
				延長利用	免除	免除
			上記以外児童1人につき	夏休み利用	3,500 円減額	7 割 5 分減額
その他区長が特に認めるとき		一時利用に係る保育料を免除		免除	免除	



# 大田区保育園・学童保育保育料 改定の考え方について

---

ご清聴ありがとうございました。